

「農産物の環境負荷低減の取組を発信したい」



生産者・小売事業者の皆さん、温室効果ガス削減貢献や生物多様性保全の取組を、星の数で分かりやすく消費者に伝える、**環境負荷低減の取組の「見える化」**にぜひ取り組んでみませんか。

● 環境負荷低減の取組の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用削減、バイオ炭や堆肥の施用、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を評価し、貢献度に応じて星の数で分かりやすく表示。



見る × 選べる
見えるらべる

※上記の商標は商標出願中です。

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・化石燃料の削減
- ・バイオ炭や堆肥の施用 等



削減貢献率 5 %以上: ★
// 10%以上: ★★
// 20%以上: ★★★

- 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

生物多様性保全の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



取組の得点1点 : ★
// 2点 : ★★
// 3点以上: ★★★

- 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全の取組の得点に応じて評価し、等級を確定

※生物多様性保全の評価は、米に限る

● 「見える化」に取り組むには

算定シート入手

栽培データ等
の入力

農林水産省
への報告

ラベル表示

まずはホームページ
からご登録下さい。



お持ちの生産記録で
簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。
登録番号を付与します。

商品やチラシなどにぜひ
ラベル表示して下さい。

● 対象品目

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法ともに対象	トマト、キュウリ、ナス、温州みかん、ぶどう

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗等で表示～



見える化について
詳しくはコチラ



お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016)
または、最寄りの地方農政局や県拠点までお問合せください。

「農産物の学校給食への活用や食育を進めたい」



● 学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出するための調査研究を行います。

実施主体

教育委員会(市町村等)

採択要件

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進について効果的な研究を実施すること。

支援内容

- コーディネーター等の配置に必要な経費
(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターや、食の指導に係る助言者の配置に必要な経費)
- 協議会の開催や事例普及等に必要な経費
(関係者による協議会や、事例発表会などの開催に必要な経費)
- 効果的な農業体験等に必要な経費
(効果的な農業体験の導入のための会議開催、調整のための人材の雇用に必要な経費)
- 調査研究に必要な消耗品等に係る経費
(食材の一次加工等の雑務費、効率的に有機農産物等を活用するための器具の購入等)

- ポイント**
- ・ 有機農産物等を通じた児童生徒の食育推進に力を入れている市町村等へ委託いたします。調査研究に資する様々な経費を負担することが可能です。
 - ・ 直接市町村等に委託する調査研究です。申請を御検討の際は、文部科学省まで御相談ください。

お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食・食育係
(03-5253-4111)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（再掲）

※ みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

有機農産物の学校給食等での利用など、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点の創出を支援(①)するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援(②)します。

実施主体

- ①市町村、協議会(市町村を含む)
- ②協議会(都道府県を含む)等

事業要件

- ①について、
 - 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施
 - みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

②について、

- 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等
- 定額 (①について、機械導入は1/2以内)

- ①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課等
- ②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

支援内容

お問合せ先



みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された**特定区域**(モデル地区)での取組
- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(**みどり認定**)
- 基盤確立事業実施計画の認定(**基盤認定**)

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金【R5補正・R6当初】	●	●	●	採択ポイント67点のうち最大20点を加算 【各メニュー共通項目】 ■ 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合(令和6年度の認定見込みも含む)、10点を加算 【推進体制整備】 ■ みどり認定者数の目標についてを基本計画に規定している場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算 ■ 複数の者がみどり認定を一つの申請(グループ申請)によってうけている場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算 【有機農業産地づくり推進】 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が過半数の場合は3点、全員の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算 ※このほか、有機栽培管理協定の締結に対して5点を加算 【有機転換推進事業】 ■ みどり認定が事業要件 【グリーンな栽培体系への転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築、バイオマス地産地消】 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は3点、過半数の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算 【環境負荷の低減を支える基盤強化対策】 ■ みどり認定のうち、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)と連携した取組になっている場合は5点を加算 ■ みどり認定のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)と連携した取組になっている場合は10点を加算 ※基盤認定が事業要件

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用総合支援事業は、国内肥料資源活用施設総合整備支援、国内肥料資源活用総合推進支援に限る) 【R5補正】	●	●	●	【国内肥料資源活用総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年度中に特定区域の設定が見込まれる場合、5ポイント加算 ■ 事業実施主体及び構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は2ポイント、過半数以上の場合は5ポイントを加算 ■ 事業実施主体が、基盤認定を受けている場合、5ポイント加算 【畜産環境対策総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合、5ポイント加算 ■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合、5ポイントを加算
強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】	●	●	●	【卸売市場支援タイプ】 次のいずれかに該当する場合に1ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている 【産地基幹施設等支援タイプ】 ■ みどり認定を受けている受益者が5割以上の場合は1ポイント加算、8割以上の場合は2ポイント(低コスト耐候性ハウス等の場合は1ポイント)加算、又は事業実施主体が基盤認定を受けている場合は1ポイント加算できるものとする ■ みどりの食料システム戦略の推進枠について、みどりの食料システム法に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、求められる活動に資する施設整備を行う場合1ポイント加算できるものとする 【農業支援サービス事業支援タイプ】 以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている場合3ポイント加算 ■ サービス提供先の農業者に、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合3ポイント加算
産地生産基盤パワーアップ事業 (うち新市場獲得対策のうち、国産シェア拡大対策(麦・大豆)、国産シェア拡大対策(園芸作物等)のうち加工・業務用野菜産地育成推進) 【R5補正】	●	●	●	以下のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
持続的生産強化対策事業の一部 【R6当初】 (公募事業) ・ 戦略作物生産拡大支援 ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援 ・ 果樹農業生産力増強総合対策 ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト ・ 養蜂等振興強化推進 ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ・ 畜産経営体生産性向上対策	●	●	●	■ 特定区域を含む地域を事業実施地域として取り組む場合は1ポイントを加算できる(ただし、追加公募には適用しない) ■ みどり認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない) ■ 基盤認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない)

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

事業名	特定 区域	みどり 認定	基盤 認定	概要
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 【R5補正】	●	●	●	【麦・大豆生産技術向上事業】 次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 【新たな麦・大豆流通モデル事業】 ■ 事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 【R5補正】	—	●	●	事業実施主体の構成員が、みどり認定、基盤認定いずれかの認定を受けている又は受ける見込みの場合、1ポイントを加算
稲作農業の体質強化総合対策事業 (うち米の超低コスト生産支援) 【R6当初】	●	●	●	次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
畜産生産力・生産体制強化対策事業 【R6当初】	—	●	●	事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどり認定、基盤認定いずれかの認定を受けている場合、加算
畜産・酪農収益力強化総合整備等特別 対策事業(畜産クラスター事業) 【R5補正】	—	●	●	以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 【施設整備事業、機械導入事業】 ■ 事業実施主体の構成員でみどりを受けている者が1割以上の場合は3点、3割以上の場合は5点を加算 ■ 畜産クラスター計画において、基盤認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化に取り組む場合は5点を加算 【施設整備事業】 ■ 施設整備を実施する取組主体が、みどり認定を受けている、又は受ける見込みである場合は5点を加算
新規就農者育成総合対策 (うち経営発展支援事業) 【R6当初】	—	●	—	みどり認定を受けている場合、1ポイントを加算
農地利用効率化等支援交付金 【R6当初】	—	●	—	みどり認定を受けた取組であれば、「グリーン化優先枠」に応募可能

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

事業名	特定 区域	みどり 認定	基盤 認定	概要
担い手確保・経営強化支援事業 【R5補正】	—	●	—	みどり認定を受けた取組に必要な機械を、「みどり農業推進優先枠」の対象機械とする みどり認定を受けている場合、配分基準ポイントとして、1ポイントを加算
経営継承・発展等支援事業 【R6当初】	—	●	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合にポイントを加算
集落営農活性化プロジェクト促進事業 【R6当初】	—	●	—	申請時点において、みどり認定を受けている場合にポイントを加算
農業支援サービス事業 緊急拡大対策 (うちスマート農業機械等導入支援) 【R5補正】	—	—	●	以下に該当する場合に、 <u>それぞれ</u> ポイントを加算 ■ サービス実施主体が導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合に5ポイント加算 ■ 基盤認定を受けている場合5ポイント加算
農業支援サービス事業育成対策 【R6当初】	—	●	●	以下に該当する場合に、 <u>それぞれ</u> ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている場合3ポイント加算 ■ サービス提供先の農業者に、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合3ポイント加算
農山漁村振興交付金 【R6当初】	●	●	●	【(例) 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)】 以下に該当する場合に、 <u>それぞれ</u> ポイントを加算 ■ 環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画に基づいて行う事業である ■ 特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組である
「知」の集積と活用場による イノベーションの創出 (うちオープンイノベーション研究・実用化推進事業) 【R6当初】	—	●	●	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加算
「知」の集積と活用場による イノベーションの創出 (うちスタートアップへの総合的支援) 【R6当初】	—	—	●	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加算
スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策 (うちアグリ・スタートアップ創出強化対策) 【R5補正】	—	—	●	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加算
地域脱炭素移行・再エネ推進交付 (うち重点対策加速化事業) 【R6当初】【環境省】	●	—	—	特定区域に設定された地区において重点対策加速化事業と連携した取組を行う場合

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

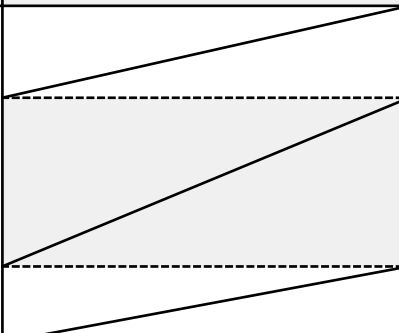
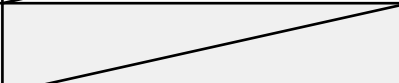
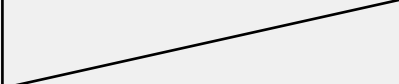
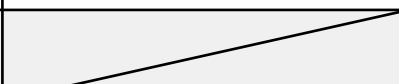
事業名	特定 区域	みどり 認定	基盤 認定	概要
シャインマスカット未開花緊急対策 【R5補正】	—	●	●	コンソーシアムの構成員に、みどり認定、基盤認定 いずれか を受けている又は申請中の者が含まれ ている場合は、審査の評価点にポイント加算
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事 業 (うちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト) グローバル産地づくり推進事業 (うち大規模輸出産地モデル形成等支援事業) 【R5補正・R6当初】	●	—	—	特定区域において、プロジェクトを行う事業計画 で要件を満たすものについては、優先的に採択す るものとする
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設 整備事業 【R5補正・R6当初】	●	—	●	次の いずれか に該当する場合に1ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産 された農林水産物を原材料として用いている
コメ・コメ加工品輸出推進緊急事業 【R5補正】	●	●	●	以下に該当する場合に それぞれ ポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部 を含む又は令和6年中に特定区域の設定が見 込まれる場合、2ポイント加算 ■ 事業実施主体の構成員でみどり認定若しくは 基盤認定を受けている者(令和6年中の認定 見込みも含む)が含まれる場合は2ポイントを 加算
食品ロス削減総合対策事業のうち食品 事業者からの未利用食品提供の推進等 【R6当初】 食品ロス削減緊急対策事業 【R5補正】	—	—	●	【フードバンク向け】 基盤認定を受けている(事業実施年度内の設定見込 みも含む)場合、審査において配慮する
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 ・高性能林業機械等整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備 ・特用林産振興施設等の整備 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備	—	●	●	みどり認定を受け又はその申請をしている場合に ポイント加算 木質バイオマス利用促進施設の整備については みどり認定若しくは基盤認定を受け又はその申請 をしている場合にポイント加算
日本産酒類海外展開支援事業費補助金 酒類業振興支援事業費補助金 【R5補正・R6当初】【国税庁】	—	—	●	事業者等が基盤認定を受けている場合は加算す る
学校給食地場産物・有機農産物使用促 進事業 【R6当初】【文科省】	●	—	—	活用しようとする農産物がみどりの食料システム 法に基づく有機農業の生産活動の促進を図る特 定区域で生産されたものであるか

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している
事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得るこ
とご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

MEMO

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立		
			高性能林業機械の電化等に係る TRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)			
	⑩	飲食品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が 占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%		100%	
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%		100%	

